

隣保館だより

編集 下榎隣保館
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：7 2-1 1 9 1 (FAX 兼)
E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp



▲姿勢を正して、心穏やかに坐禅体験

【榎の実学習会】 年に一度の坐禅会

9月13日、下榎集会所の和室で坐禅会を行いました。榎の実学習会では、年に一回、泉龍寺の三島道秀住職の指導のもと、坐禅会をしています。今回2年ぶりの開催となり、中学生3人、教員、校長、隣保館職員2人の計7人が参加しました。

まず、三島住職のお話を聞き、ご指導いただいたことから坐禅が始まりました。しんとした静寂の中、集中して坐禅を組みます。三島住職からは、「とてもきれいな姿勢でした」と、お褒めの言葉をいただきました。

また、「例えばイライラしたとき、気分が落ち着かないときなどは、今日のことを思い出して坐禅をしてみてください。坐禅をするとう無心になり、嫌なことを受け入れることができ、これからの生活に役立つことがあります」と、三島住職は笑顔で語りました。

体験後は、「姿勢がピンとした」「背筋が伸びた」など、思い思いの感想が。とても気持ちのいい時間の流れを感じた一日でした。

ー園芸教室（バラ教室）ー

「秋バラを咲かせるための夏剪定」をテーマに、日本ばら会公認講師の船本典江さんを講師に迎え、講習を行いました。

船本さんは、下榎集会所に植えてある「クイーンエリザベス」と「ミスターリンカーン」を実際に剪定しながら、クイーンエリザベスやミスターリンカーンのような四季咲きの花は、ローズヒップ（バラの花が咲いた後の実）をつけてはいけない、枯れた枝は切るなど、初心者向けに説明を行いました。

また、病虫害予防について、木酢液の散布方法についても説明。参加者は熱心に先生の話に聞き入っていました。



▲剪定前のバラ



▲剪定後のバラ

..... 11月の行事予定

◆第45回日野町解放文化祭

日時：11月5日（土）・6日（日）

展示のみの開催です（バザーあり）。皆さん、ぜひ見に来てください！



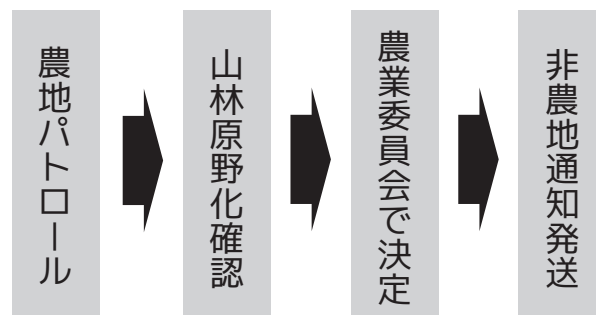
農業委員会だより No.96

非農地通知について

農業委員会で現地パトロールを実施した結果、農地として使用されておらず山林原野化していることが確認された場合、農業委員会で非農地通知を発行させていただくことがあります。

発行された非農地通知に基づき、法務局で地目変更登記の手続きをしてください。非農地通知が発行されただけでは地目は変更されません。法務局で登記後に地目が変更されます。

《主な流れ》

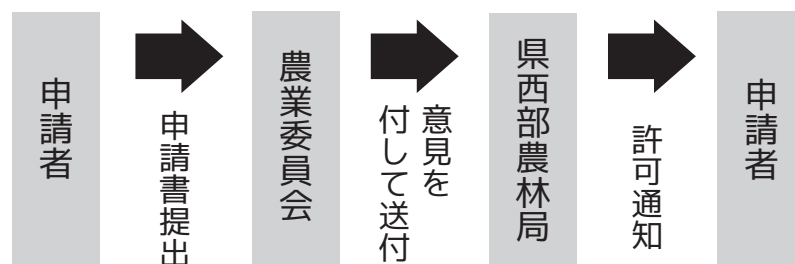


農地転用について

《主な流れ》

Q：自己所有の農地を宅地に変えて家を建てたい。手続きはどのようにすれば良いでしょうか。

A：農地法第4条の手続きが必要です。申請書を農業委員会に提出し、許可が必要となります。



農地パトロール実施中です

今年度、国の補助を受けて、タブレット端末を農業委員会に整備しました。タブレットを活用することで、農地パトロール中に現地の状況をより詳細に把握できるようになります。

また、パトロール中は皆さんの農地に委員が入ったり、質問することがあると思います。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ご存じですか？ 農業者年金

< 農業者年金の特徴 >

- 1。 農業従事者が一定の要件を満たせば加入できます。
一定要件：60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している人なら誰でも加入できます。配偶者や後継者などの家族農業従事者でも加入できます。
- 2。「積立式」の年金制度です。
- 3。 保険料は、一口・月2万円。最大6万7千円まで自由に選べ、途中で変更もできます。
- 4。 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

農地ナビを活用しよう！

全国の農地の情報をインターネット上で公開しています。パソコン、スマートフォンのどちらでも閲覧できます。詳しくは、「農地ナビ」で検索しましょう。

農地ナビ URL ▶ <https://map.maff.go.jp>

